○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年五月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年五月二十日（予備、同月二十一日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年五月二十日（予備、同月二十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　京都市南区上鳥羽麻ノ本二五番二から同市伏見区竹田青池町三九番まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年五月十二日

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百一号　糸島市二丈吉井字城三三七五番七から同市二丈吉井字城三三七五番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年五月十二日

○北海道開発局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等を変更する届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十二日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　登録番号

北海道開発局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人北海道建築指導センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	中岡　正憲
変更後	山田　博人

(2)　役員の氏名の変更

変更前	中岡　正憲、松崎　健児、脇田　宏行、鬼頭　弘一、野島　宏利、髙木　寿、濵出　惇司
変更後	山田　博人、松崎　健児、脇田　宏行、鬼頭　弘一、野島　宏利、髙木　寿、濵出　惇司

(3)　変更年月日

平成二十六年四月一日